

第3期宇部市障害福祉サービス計画

(障害福祉計画)

案

宇 部 市
平成 23 年 12 月

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 国の障害福祉計画の基本的理念	2
5 第三次宇部市障害者福祉計画の基本理念	3
第2章 本市における障害者等の状況	4
1 障害を取り巻く状況	4
2 障害者の状況	6
3 障害福祉サービス事業所の設置状況	12
第3章 第2期計画の進捗状況と課題	14
1 重点項目	14
2 自立支援給付	15
3 地域生活支援事業	18
4 障害福祉に関する調査からの課題	20
(1) 障害福祉アンケート調査からの課題	20
(2) 障害者関係団体との意見交換会からの課題	26
(3) 障害福祉サービス事業所ヒアリング調査からの課題	27
第4章 第3期計画の数値目標の設定と方策	29
1 計画策定の基本課題	29
2 重点項目と方策	30
3 障害福祉サービスの見込量と方策	37
(1) 自立支援給付	37
(2) 地域生活支援事業	43
第5章 計画の推進に向けて	45
1 計画の進行管理	45
2 計画の推進体制の充実	45

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

これまでの障害福祉施策を振り返ると、平成15年度に、サービスの利用形態が措置制度から契約制度である支援費制度に変更されたことにより、利用者数が飛躍的に増加するなど、障害者の生活を支えるサービスは定着してきました。しかし、精神障害者に対するサービスの立ち遅れやサービス基盤そのものの不足、また、施設利用者の入所期間の長期化など、多くの課題がみられたことから、平成17年10月に障害保健福祉の総合化、自立支援型システムへの転換、及び制度の持続可能性の確保を基本的な視点に障害者自立支援法が成立し、障害福祉サービスの一元化、就労支援の強化及び費用負担の見直しといった制度改正が行われ、障害者福祉施設やサービス体系の抜本的な見直しが行われました。

宇部市では、これらの制度改正に対応するため、障害者福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標に、平成18年度に第1期宇部市障害福祉計画（平成18年度～平成20年度）を、また、平成20年度に第2期宇部市障害福祉計画（平成21年度～平成23年度）を策定し、障害者が安心して日常生活及び地域生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの提供と提供基盤の整備に努めてきました。

しかし、現行計画は平成23年度をもって計画期間が終了するため、これまでの計画の進捗状況を踏まえつつ、平成26年度の目標の達成に向けた取り組みを計画的に推進する必要があるため、「第3期宇部市障害福祉サービス計画（障害福祉計画）」を策定し、障害福祉の更なる充実に向けての目標及び各事業量の設定など、具体的な取り組みを明らかにするものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、今後、宇部市が進めていく障害福祉サービスにかかわる給付、その他支援施策の方向性及び目標を定めたものです。

また、障害者の支援については、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進める必要があることから、宇部市における障害者施策すべての方向性を明らかにした「第三次宇部市障害者福祉計画」の中の第5章分野別施策の展開に該当するのをはじめ、その他関連計画との調和が保たれたものとしします。

3 計画の期間

この計画は、3年を1期として定める障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の確保に関する計画です。そのため、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とします。

ただし、障害者総合福祉法（仮称）が平成25年8月までに実施される予定であることから、国の動向などを注視し、計画期間中に必要な見直しを行っていくものとします。

4 国の障害福祉計画の基本的理念

国の「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成するよう定められています。

障害福祉計画の基本的理念

(1) 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進める。

(2) 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化等

障害福祉サービスに関し、実施主体を市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、障害福祉サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のあるサービスの均てんを図る。

また、発達障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。高次脳機能障害者についても同様である。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス(法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。)の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

5 第三次宇部市障害者福祉計画の基本理念

本市では、平成23年3月に策定した「第三次宇部市障害者福祉計画」においては、下記のとおり基本理念(目指すまちの姿)を定め、「ともに学び・育ち、自立して暮らす」、「ともに働き・楽しむ」、「ともに安心して暮らす」の3つの基本目標を示し、施策を展開しています。

「第三次宇部市障害者福祉計画」の 基本理念(目指すまちの姿)

障害のあるなしにかかわらず、

互いの個性を認め合い、互いに支え合って、

地域の一員として、

いきいきと安心して暮らせるまち・宇部をめざして

「第3期宇部市障害福祉サービス計画(障害福祉計画)」については、「第三次宇部市障害者福祉計画」が示す基本理念を継承しつつ、国の障害福祉計画の基本的理念に基づき、計画を推進します。

第2章 本市における障害者等の状況

1 障害を取り巻く状況

平成15年に「措置制度」が廃止され「支援費制度」が導入された後、平成18年には、障害者の自立と社会参加を促進するため、「障害者自立支援法」が施行されました。

その後の障害者を取り巻く様々な環境の変化を経て、現在、国においては、「障害者自立支援法」に代わる障害者総合福祉法(仮称)の制定に向けて検討が行われています。

〈主な法制度などの動き〉

年	法制度などの動き	内 容
平成15年		・「措置制度」から「支援費制度」への移行
平成16年	障害者基本法の一部改正	・障害を理由とする差別の禁止 ・障害者週間の設置 ・障害者計画の策定義務化
平成17年	発達障害者支援法の施行	・発達障害の定義と法的位置づけの確立
平成18年	障害者自立支援法の施行	・三障害に係る福祉サービスについて、市町村が一元的に提供する仕組みの導入 ・サービス体系の再編 ・就労支援の強化
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行(バリアフリー新法)	・公共交通機関、道路、建築物などの施設やその間の一体的なバリアフリー化の推進
	障害者雇用促進法の一部改正	・精神障害者に対する雇用対策の強化 ・在宅就業障害者に対する支援
平成19年	学校教育法の一部改正	・盲、聾、養護学校を支援学校へ一本化 ・小、中学校において、学習障害(LD) や、注意欠陥多動性障害(AD/HD) などへの支援
平成21年	障がい者制度改革推進本部の設置	・障害者に関する制度の改革をはじめ障害者施策の推進について検討するため、内閣に設置

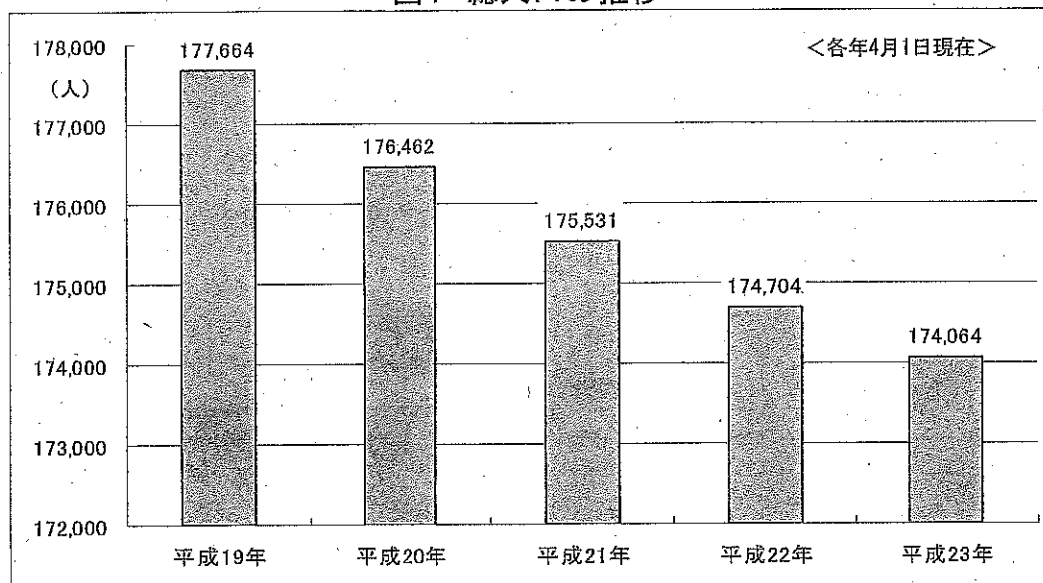
平成 22年	障がい者制度改革推進本部等 における検討を踏まえて障害 保健福祉施策を見直すまでの 間において障害者等の地域生 活を支援するための関係法律 の整備に関する法律の公布	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担の見直し ・発達障害が障害者の対象となることの明確化 ・相談支援の充実 ・障害児支援の強化 ・地域における自立した生活のための支援の充実
平成 23年	障害者虐待の防止、障害者の 養護者に対する支援等に関す る法律の成立	<ul style="list-style-type: none"> ・通報の義務づけ ・自治体などによる調査や保護 ・対応窓口の設置
	障害者基本法の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・目的規定の見直し ・障害者の定義の見直し ・地域社会における共生等 ・差別の禁止
平成 24年	児童福祉法の一部改正 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児施設の見直し ・障害児通所支援・相談支援の創設 ・障害児通所支援給付費等の給付

2 障害者の状況

(1) 人口の推移

平成19年の本市の総人口は177,664人、平成23年の総人口は174,064人です。平成19年と平成23年を比較すると、総人口ベースで3,600人減っており、2.0%の減少となっています。

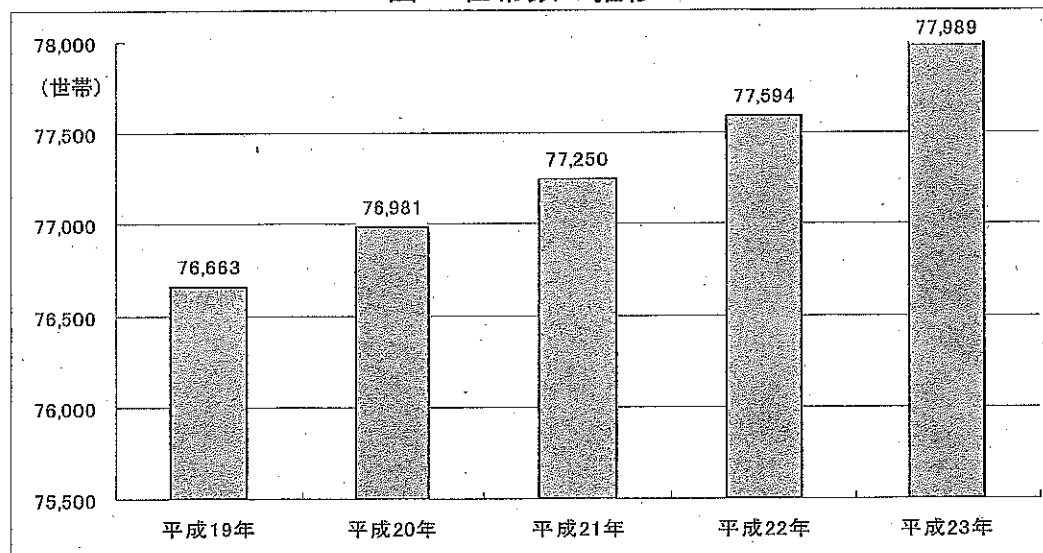
図1 総人口の推移



(2) 世帯数の推移

平成19年の本市の世帯数は76,663世帯、平成23年の世帯数は77,989世帯です。平成19年と平成23年を比較すると、1,326世帯増えており、1.7%増加しています。一世帯あたりの人員は平成19年では約2.32人、平成23年では約2.23人です。

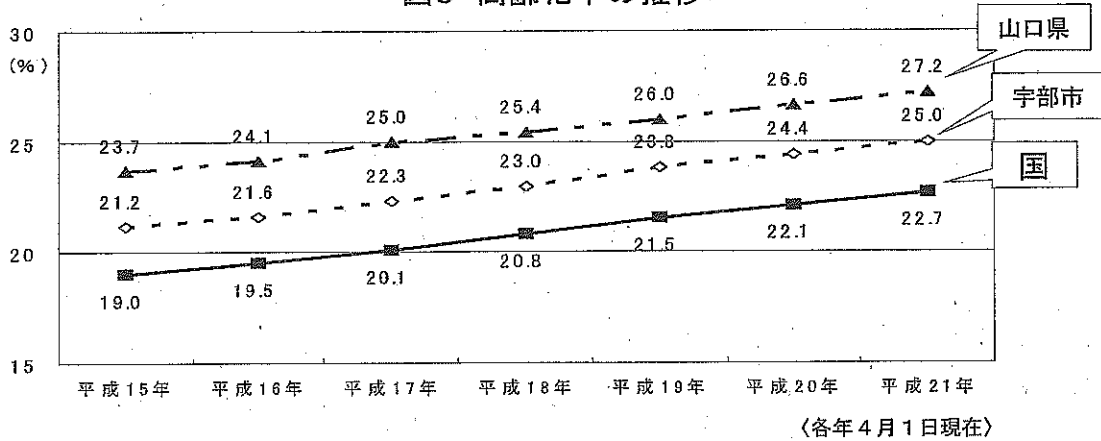
図2 世帯数の推移



(3) 高齢化の推移

高齢化率は毎年上昇しており、本市において、平成21年と、平成15年を比べると、3.8ポイント上昇しています。

図3 高齢化率の推移

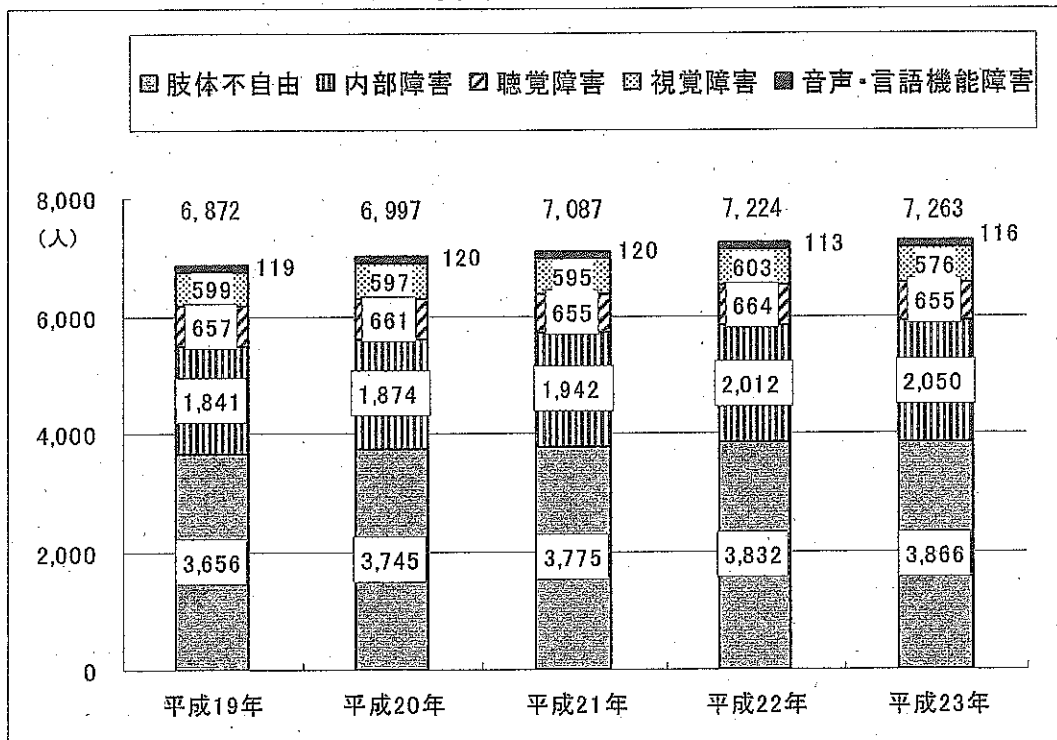


(4) 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成23年4月1日現在では7,263人と、平成19年から約400人増えています。

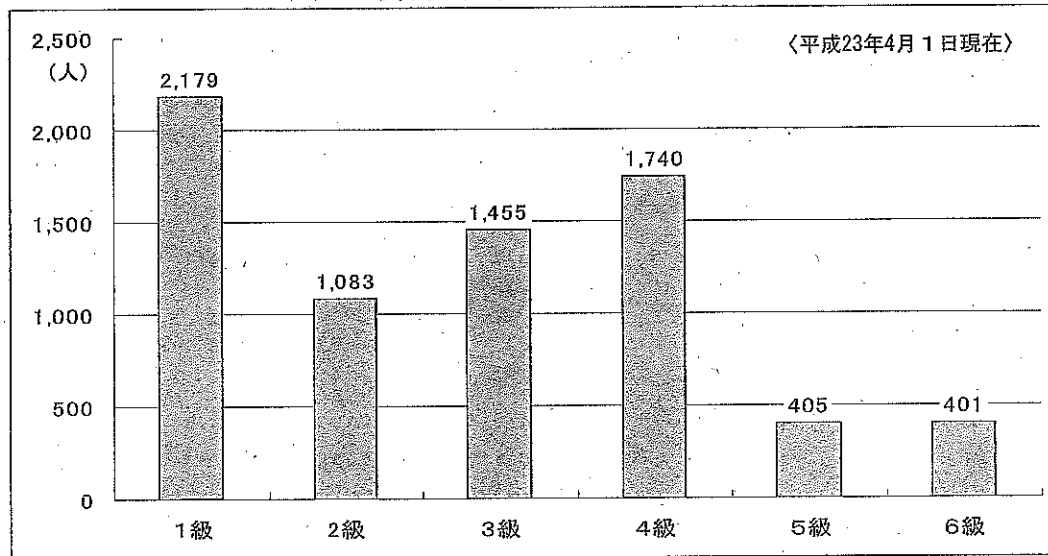
平成23年における障害種別の内訳は、肢体不自由が3,866人(53.2%)と最も多く、次いで内部障害の2,050人(28.2%)となっています。他の障害種別の手帳所持者に目立った変化がない中、肢体不自由及び内部障害は顕著な増加を示しています。

図4 身体障害者手帳所持者の推移



障害の程度を平成23年で見ると、1級から3級の手帳所持者が全体の64.9%を占めており、重度障害の人の占める割合が高い状況です。

図5 身体障害者の障害程度の状況

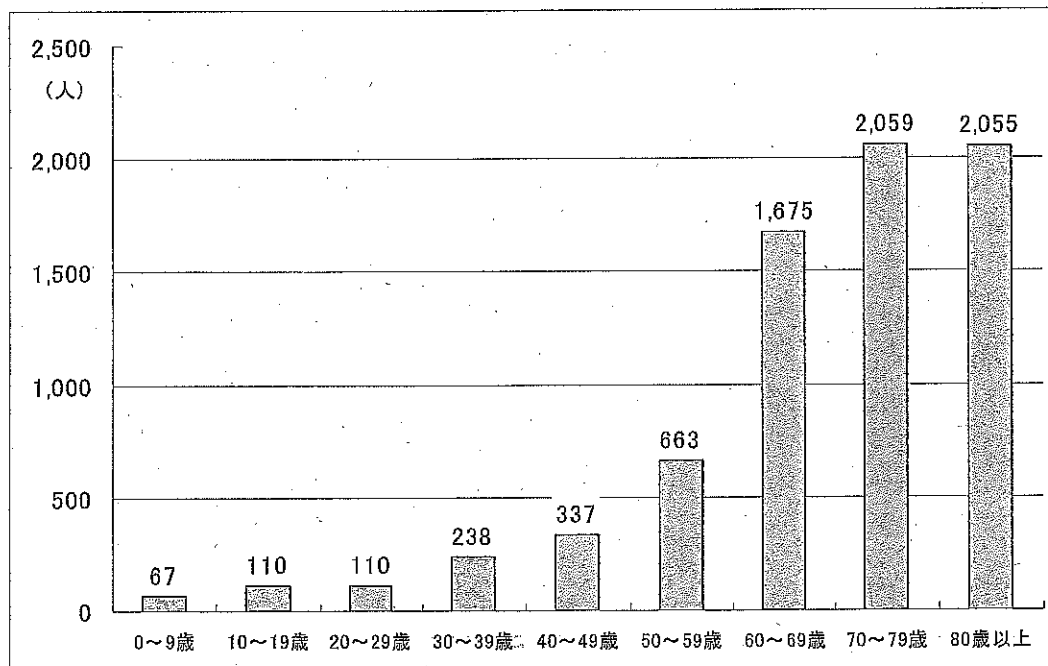


64.9%

また、年齢別内訳を見ると、70歳以上の手帳所持者が全体の56.2%を占めており、身体障害者においては高齢化が進んでいます。

高齢になるほど、身体に障害を有する状態になる可能性が高いことから、今後、身体障害者数が更に増加することが見込まれます。

図6 身体障害者手帳所持者の年齢別内訳推



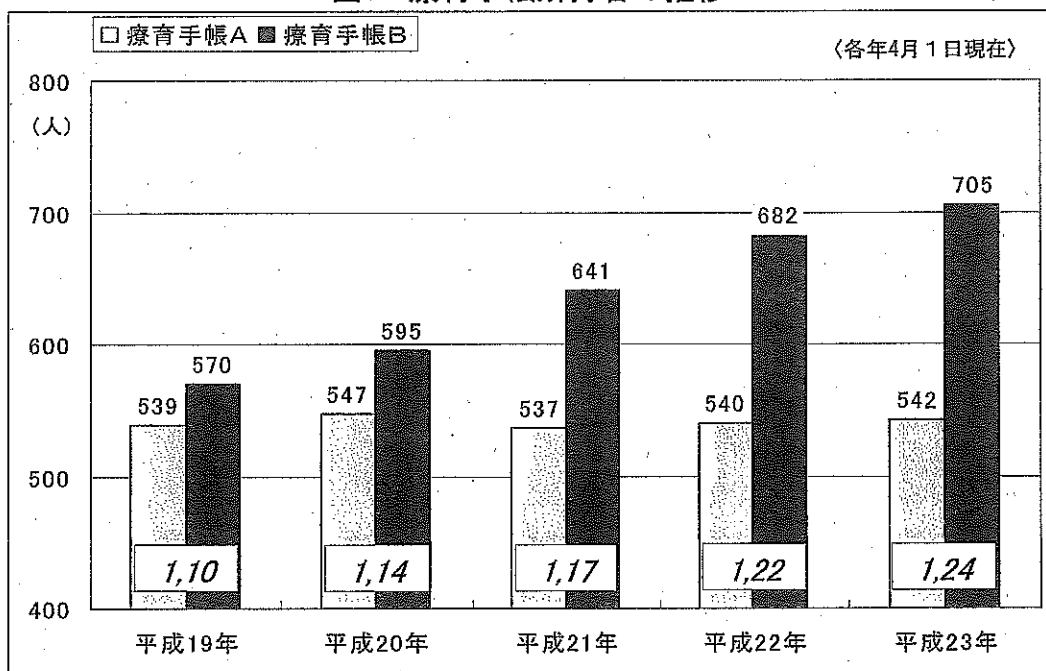
〈平成23年10月1日現在〉

(5) 知的障害者の状況

療育手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成23年4月1日現在では1,247人と、平成19年から約140人増えています。特に、軽度及び中度(療育手帳B)の人の伸び率が高くなっています。

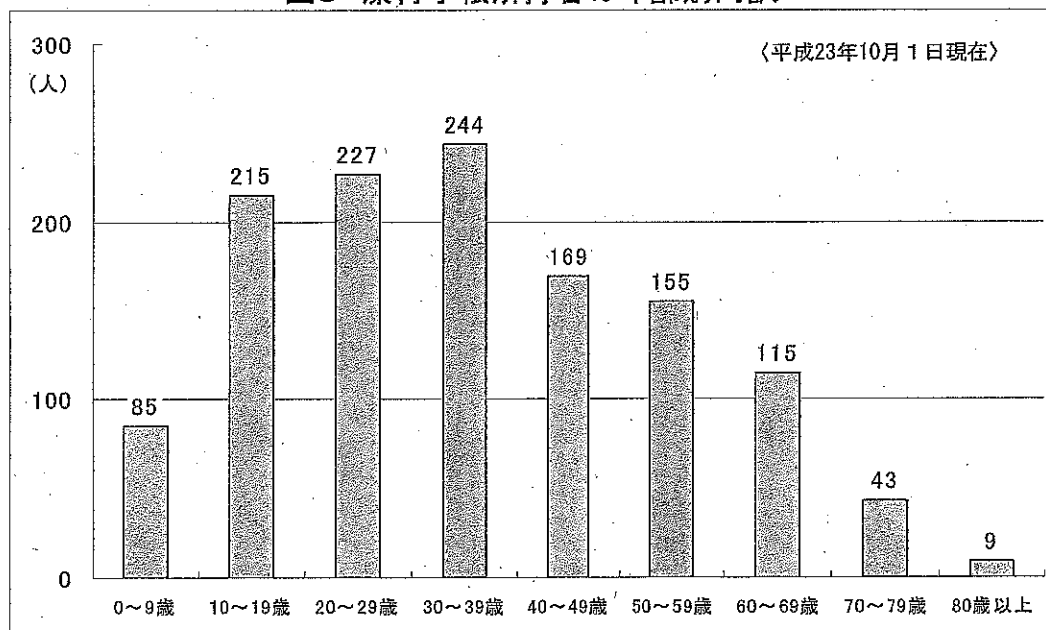
障害の程度では、軽度及び中度(療育手帳B)の人が平成23年で705人と、手帳所持者の約56.5%を占めています。

図7 療育手帳所持者の推移



また、年齢別の内訳では、20～39歳が全体の37.3%を占めており、20歳未満では23.8%、70歳以上は4.1%となっています。

図8 療育手帳所持者の年齢別内訳

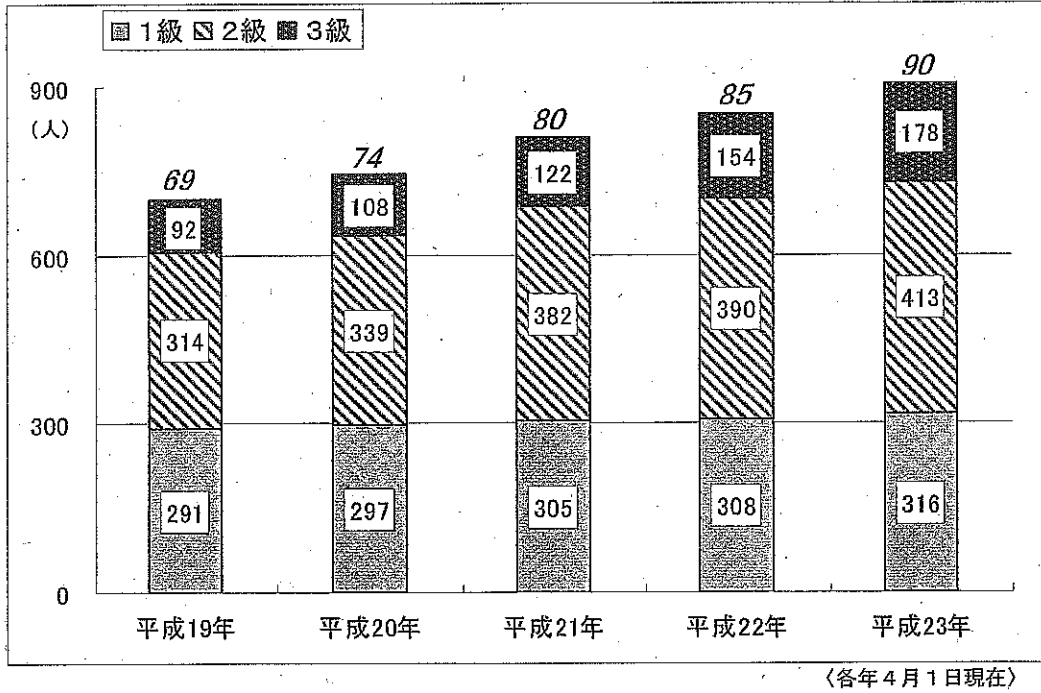


(6) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、平成23年4月1日現在では907人と、平成19年から210人増えています。

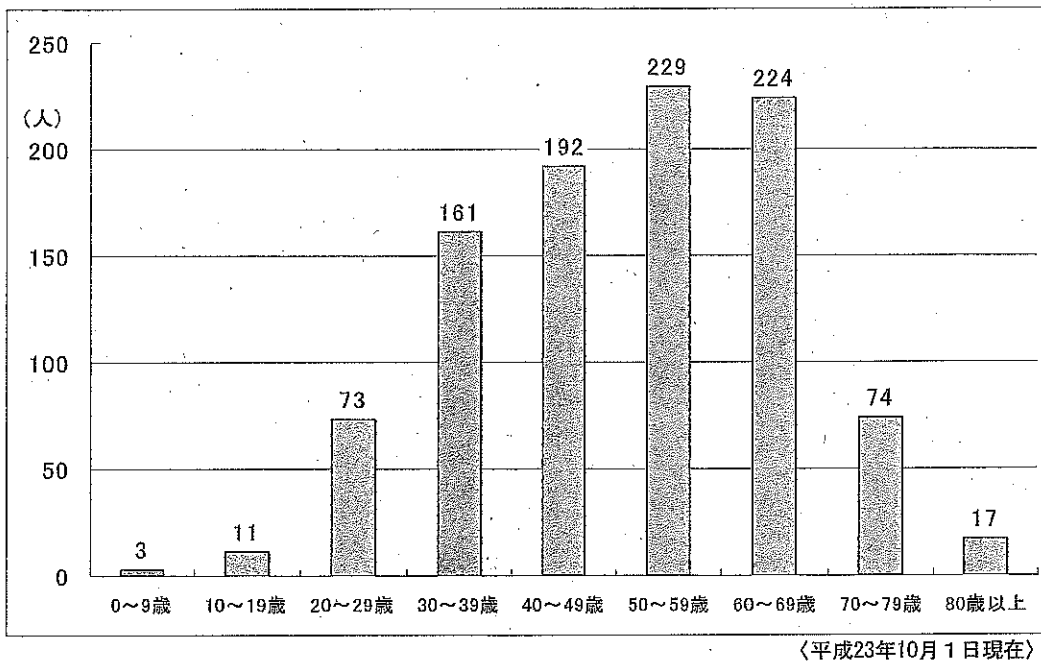
障害の等級別に見ると、2級が最も多く、平成23年では全体の45.5%を占めています。

図9 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



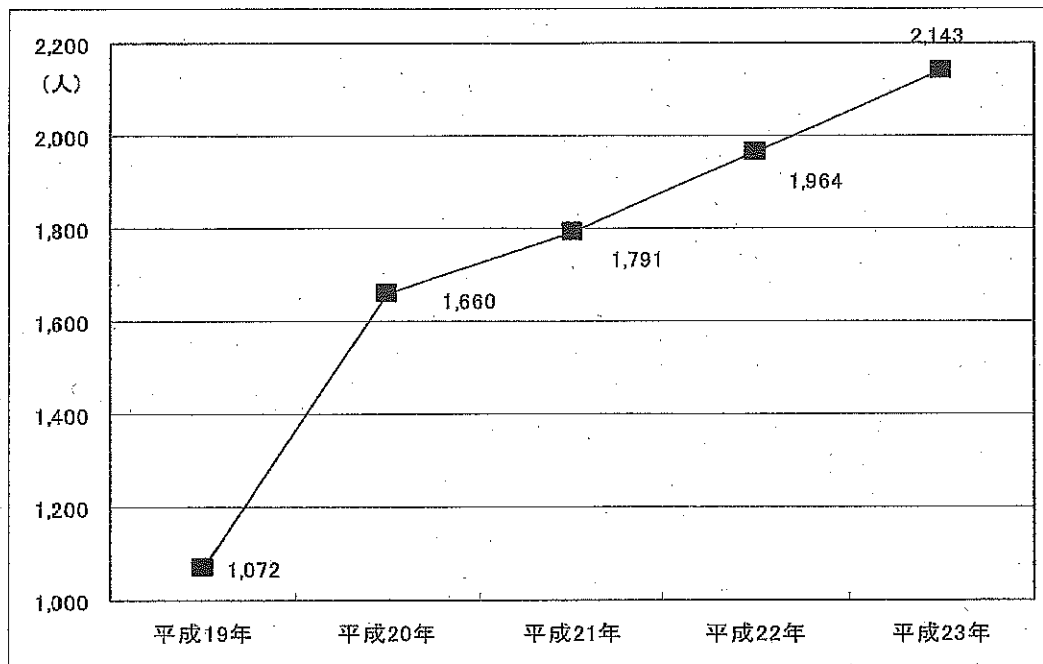
年齢別の内訳では、50歳台が全体の23.2%を占めており、20歳未満は1.4%、70歳以上では9.2%となっています。

図10 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別



自立支援医療（精神通院）受給者数は年々増加傾向にあり、平成23年4月1日現在では2,143人と、平成19年から約1,070人増えています。

図11 自立支援医療(精神通院)受給者の推移



〈各年4月1日現在〉

※精神通院医療費公費負担は、平成18年4月に障害者自立支援法に基づき、自立支援医療制度に移行しました。

(7) 障害程度区分認定の状況

障害者（18歳以上）の介護給付の支給決定については、障害者自立支援法に基づき、「障害程度区分」の認定を受け、区分の認定後にサービス利用意向なども踏まえて支給決定を行う仕組みです。平成23年4月30日現在の本市における障害程度区分認定の状況は、次のとおりです。

(人)

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障害	0	29	57	45	55	52	105	343
知的障害	0	29	89	87	94	75	65	439
精神障害	0	23	62	36	11	0	3	135
全体	0	74	192	158	129	107	130	790

〈平成23年4月30日現在〉

※障害種別ごとの計と合計は一致しない。

3 障害福祉サービス事業所の設置状況

市内における障害福祉サービス事業所の設置状況については、次のとおりです。

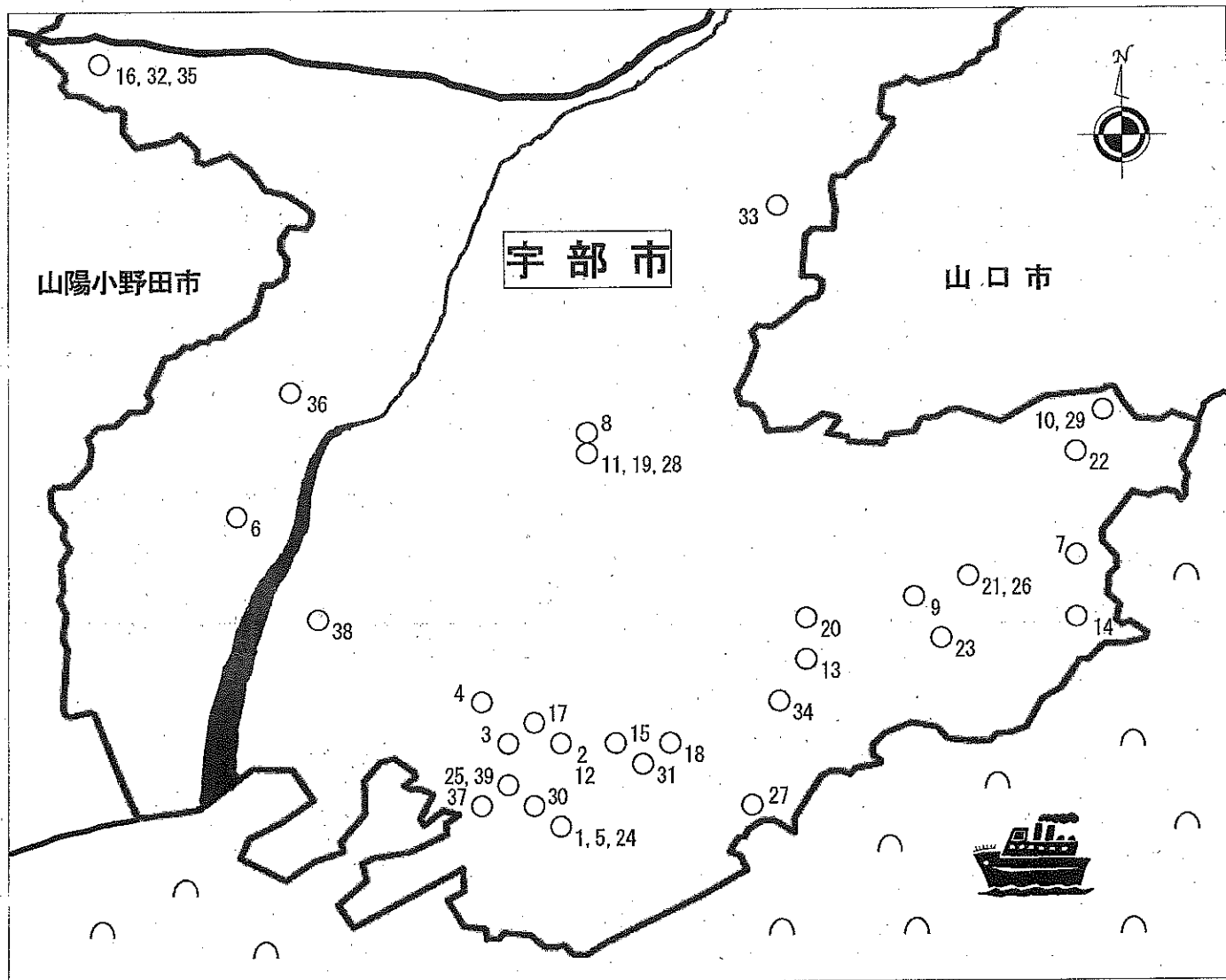
〈指定事業所数〉

事業	事業所数	主な対象者			
		身体障害者	知的障害者	精神障害者	児童
居宅介護 重度訪問介護	28	28	24	19	23
行動援護	1	1	1	1	1
同行援護	2	2	0	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
生活介護	12	5	9	1	—
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	—
自立訓練（生活訓練）	3	0	3	2	—
就労移行支援	5	1	5	1	—
就労継続支援（A型）	3	2	3	2	—
就労継続支援（B型）	12	4	11	5	—
療養介護	0	0	0	0	0
児童デイサービス	4	0	0	0	4
短期入所	7	2	5	0	5
共同生活援助	7	1	5	4	0
共同生活介護	5	0	5	1	0
施設入所支援	4	2	3	0	0
サービス利用計画作成	7	5	6	6	6
移動支援事業	23	21	18	17	18
日中一時支援事業	21	10	16	7	16
地域活動支援センター	1	—	—	—	—

（平成23年10月1日現在 山口県及び宇部市資料）

※事業ごとの事業所数と主な対象者ごとの事業所数は合致しない。

障害福祉サービス事業所（平成23年10月現在）



No	事業所名	No	事業所名
1	社会福祉法人神原苑 神原障害児デイサービスセンター（児童デイ）	21	光栄ホーム王子（CH）
2	うべつくし園きらきらキッズ（児童デイ）	22	光栄ホーム前田（CH）
3	日楽児童デイサービス（児童デイ）	23	光栄ホーム横尾山（CH）
4	障がい者（児）デイサービスセンターひろ君の家（児童デイ、生活介護）	24	社会福祉法人神原苑 神原障害者支援センター（生活介護）
5	特別養護老人ホーム神原苑（短期入所）	25	南風デイセンター（生活介護）
6	山口県このみ園（短期入所）	26	障がい者デイサービスセンター光栄（生活介護）
7	独立行政法人国立病院機構山口宇部医療センター（短期入所）	27	セルフときわ（生活介護、生活訓練、B型）
8	高嶺園（短期入所、生活介護、入所支援）	28	うべくるみ園授産部（生活介護、移行、B型）
9	あした（短期入所、生活介護、入所支援）	29	はばたき（生活介護、B型）
10	日の山のぞみ苑（短期入所、生活介護、入所支援）	30	セルフ南風（生活介護、B型、入所支援）
11	知的障害者更生施設 うべくるみ園 更生部（短期入所、知入更生）	31	有限会社ご屋自立支援センター（生活訓練、移行、B型）
12	光栄会グループホーム（GH）	32	障害福祉サービス事業所「ハイツふなき」（生活訓練、B型）
13	ひだまり（GH）	33	第2はばたき（移行、A型）
14	グループホーム静和（GH）	34	セルフ岡の辻（移行、B型）
15	グループホームサンハイツ（GH）	35	障害福祉サービス事業所「サムラ」（移行、B型）
16	障害福祉サービス事業所「ヴィラふなき」（一体型）	36	第2夢つむぎ就労支援センター（A型）
17	有限会社ご屋 ホーム（一体型）	37	いごい（B型）
18	あゆみ（GH、生活介護、A型、B型）	38	セルフ藤山（B型）
19	ケアホーム 語りあい（CH）	39	ときわ（B型）
20	ケアホーム ふれあい（CH）		

「児童デイ」→「児童デイサービス」、「入所支援」→「施設入所支援」、「知入更生」→「知的障害者入所更生」、「GH」→「グループホーム（共同生活援助）」
 「CH」→「ケアホーム（共同生活介護）」、「一体型」→「グループホーム（共同生活援助）及びケアホーム（共同生活介護）」
 「A型」→「就労継続支援A型」、「B型」→「就労継続支援B型」、「移行」→「就労移行支援」

第3章 第2期計画の進捗状況と課題

1 重点項目

第2期計画における重点項目は、「施設・入院から地域生活への移行の推進」及び「施設から一般就労への移行の推進」としていました。

これら重点項目の進捗状況については、次のとおりです。

(人)

		施設入所から共同生活援助・共同生活介護等へ地域移行した者の数	1年間に施設を退所し、一般就労する者の数
(基準)	平成17年度	(10月1日現在の施設入所者数) 261	18
(参考)	平成20年度	10	9
第2期計画	平成21年度	10	18
	平成22年度	38	18
(目標値)	平成23年度	23 (基準の8.8%)	21 (基準の1.17倍)

施設入所から共同生活援助・共同生活介護等への地域移行した者は、平成20年度から平成22年度の3年間で58人となっており、平成17年10月1日時点の施設入所者の平成22年度末までの地域生活への移行者の割合(実績)は、22.2%です。サービス事業所が、新体系への移行時に合わせ、地域生活移行への理解を広げ、積極的に地域移行を進めました。

施設を退所し一般就労した者の平成22年度実績は18人であり、これは基準とする平成17年度の一般就労への移行実績に対し、その割合(実績)は1.0倍です。そのため、さらなる就労支援の強化が必要です。

2 自立支援給付

第2期計画の各サービスの見込量(目標値)と進捗状況については、次のとおりです。

(1) 訪問系サービス

〈年間延利用時間(月平均利用者数)〉

	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度見 込量(第2期)	平成23年度見 込に対する 平成22年度 実績率
居宅介護	33,522時間 136人	35,609時間 151人	40,945時間 165人	86.97% 91.52%
重度訪問介 護	23,929時間 14人	20,183時間 14人	52,465時間 27人	38.47% 51.85%
行動援護	0時間 0人	0時間 0人	720時間 3人	0.00% 0.00%
重度障害者 等包括支援	0時間 0人	0時間 0人	8,640時間 1人	0.00% 0.00%

居宅介護については、平成21年度と比べ増えています。

重度訪問介護については、平成21年度と比べ利用者数の増減はありませんが、利用時間が減少しています。

行動援護については、指定を受けている事業所が市内には1箇所のみであり、利用実績はありませんでした。

重度障害者等包括支援については、県内に事業所が無く、利用実績もありませんでした。

(2) 日中活動系サービス

〈年間延利用日数（月平均利用者数）〉

		平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度見 込量（第2期）	平成23年度 見込に対する平成22年 度実績率
生活介護		51,714日 234人	67,411日 290人	79,801日 405人	84.47% 71.60%
自立 訓練	機能訓 練	96日 1人	28日 0人	432日 3人	6.48% 0.00%
	生活訓 練	4,943日 26人	6,281日 21人	13,333日 58人	47.11% 36.21%
就労移行支援		7,375日 33人	6,609日 30人	13,767日 57人	48.01% 52.63%
就労 継続 支援	A型	239日 1人	3,273日 15人	1,230日 5人	266.10% 300.00%
	B型	56,316日 268人	66,493日 300人	75,554日 331人	88.01% 90.63%
療養介護		2人	1人	30人	3.33%
児童デイサー ビス		6,491日 56人	9,138日 71人	6,726日 59人	135.86% 120.34%
短期入所		1,994日 18人	1,924日 19人	4,440日 37人	43.33% 51.35%

生活介護については、平成21年度と比べ増えています。

機能訓練については、山口市に2箇所の事業所がありますが、市内には指定事業所がなく、利用実績は平成21年度に1名だけです。

生活訓練については、市内には3箇所の事業所がありますが、利用者は減少しています。

就労移行支援については、市内に5箇所の事業所がありますが、利用人数、時間とも平成21年度と比べ、減少しています。

就労継続支援B型については、平成23年度の見込量に向かって増えており、A型については、2箇所の事業所が開設され、平成23年度の見込量を大きく上回っています。

療養介護の実績率が低い理由については、サービス事業所の体系移行の予定変更が大きな要因です。

児童デイサービスについては、平成21年度には既に平成23年度の見込量にほぼ近づいているが、平成22年度には更に利用が加速し、利用日数、利用者数ともに増えています。

短期入所については、一人平均120日の年間利用量で見込量を計上しています。平成22年度は、小規模多機能型施設の短期入所施設が3箇所増えましたが、月平均利用者数、日数ともに、平成21年度から横ばいです。

(3) 居住系サービス(共同生活援助・共同生活介護、施設入所支援)

〈月間平均利用者数〉

	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度見 込量(第2期)	平成23年度見 込に対する 平成22年度 実績率
共同生活援助 ・共同生活介 護	117人	153人	272人	56.25%
施設入所支援	126人	155人	256人	60.55%

共同生活援助・共同生活介護については、新体系移行によるグループホーム・ケアホームが増加したことに伴い、利用者数は増加していますが、サービス事業所の新体系移行の予定変更から平成23年度の見込量には達していません。

(4) 指定相談支援

〈年間実利用者数〉

	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度見 込量(第2期)	平成23年度見 込に対する 平成22年度 実績率
サービス利用 計画の作成	118人	139人	110人	126.36%

サービス利用計画の作成については、平成21年度で既に平成23年度の見込量を超えており、平成22年度はさらに増加しています。

3 地域生活支援事業

第2期計画の各サービスの見込量(目標値)と進捗状況については、次のとおりです。

(1) 移動支援事業

<年間延利用時間(年間実利用者数)>

	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度見 込量(第2期)	平成23年度見 込に対する 平成22年度 実績率
移動支援事業	9,670時間 88人	11,511時間 84人	12,750時間 114人	90.28% 73.68%

移動支援事業については、平成22年度の実績は、平成21年度と比べて利用者数は減っているものの、利用時間は増加しています。

(2) 日中一時支援事業

<年間延利用回数(年間実利用者数)>

	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度見 込量(第2期)	平成23年度見 込に対する 平成22年度 実績率
日中一時支援 事業	11,688回 217人	14,015回 279人	11,807回 206人	118.70% 135.44%

日中一時支援事業については、平成22年度に新たに5箇所のサービス事業所が開設され、サービス事業所の増加が利用者の増加及び利用回数の増加に繋がっています。

(3) 地域活動支援センター

〈実施箇所数（一日当たりの実利用者数）〉

	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度見 込量(第2期)	平成23年度見 込に対する 平成22年度 実績率
基礎的事業と 機能強化事業 Ⅱ型	2箇所 (30人)	1箇所 (11人)	2箇所 (30人)	50.00% (37.33%)

地域活動支援センターについては、実施箇所数と利用者数が減少しています。

(4) コミュニケーション支援事業

〈年間実利用者数〉

	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度見 込量(第2期)	平成23年度見 込に対する 平成22年度 実績率
手話通訳者派 遣事業	504人	416人	406人	102.46%
要約筆記奉仕 員派遣事業	3,539人	3,485人	1,500人	232.33%

手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣事業については、必要度が高くなり、平成23年度の見込量を上回っています。

〈実設置者数〉

	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度見 込量(第2期)	平成23年度見 込に対する 平成22年度 実績率
手話通訳者設 置事業	2人	2人	2人	100.00%

手話通訳者設置事業については、平成23年度の見込量を確保しています。

4 障害福祉に関する調査からの課題

第三次宇部市障害者福祉計画の策定時に障害福祉アンケート調査を実施（平成22年8月実施：障害者千人を対象）しましたが、この計画策定の基礎資料を得ることを目的に、新たに障害者関係団体との意見交換会（平成23年8月実施 参加団体：13団体）と、障害福祉サービス事業所ヒアリング調査（平成23年8月実施 参加事業所：32事業所）を実施しました。

(1) 障害福祉アンケート調査からの課題

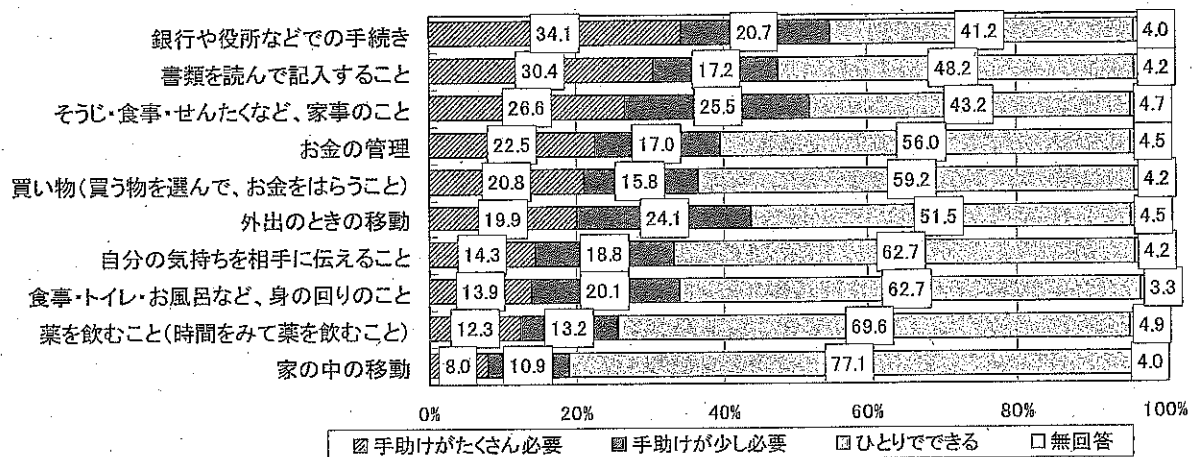
障害者福祉計画策定時の障害福祉アンケート調査の中から、この計画に関係する調査項目とその結果について抽出し、この計画の課題をまとめました。

(a) 日常生活における介助・支援について

- 「家の中の移動」は一人でできる割合が高いが、「銀行や役所などでの手続き」は一人で処理することが難しく、支援が必要な状況である。
- その他、日常生活において支援を要することとして、「書類を読んで記入」(30.4%)・「そうじ・食事・せんたくなど、家事のこと」(26.6%)・「お金の管理」(22.5%)の割合が高い。

図12 日常生活における介助・支援の状況

N=552



課題

- 「書類を読んで記入」の支援を要する人が多い。

(b) 就労について

- 回答者のうち18歳から64歳までの人において、31.5%が、現在、就労(パート・アルバイトも含む。)している。
- 現在、仕事をしていない理由については、三障害とも「障害や病気が重くて仕事ができない」という回答が最も多く、「自分にできる(合う)仕事がない」と「治療を優先したい」が続いている。
- 就労に必要な環境については、「周囲の人の理解」や「体に負担のない仕事を選べる」ことが望まれている。

図13 現在の就労状況

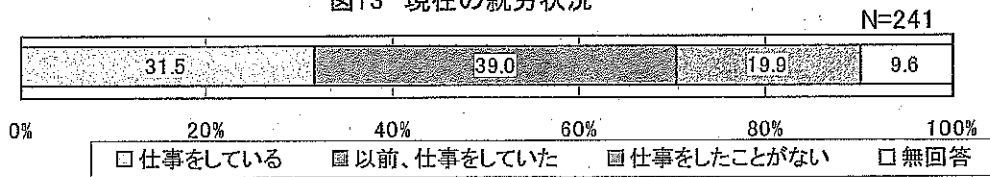


図14 仕事をしていない理由

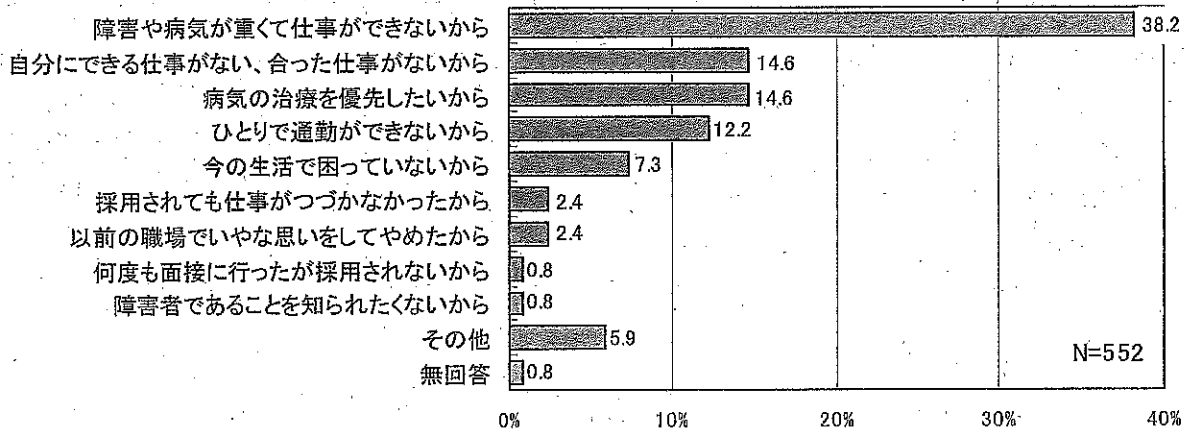
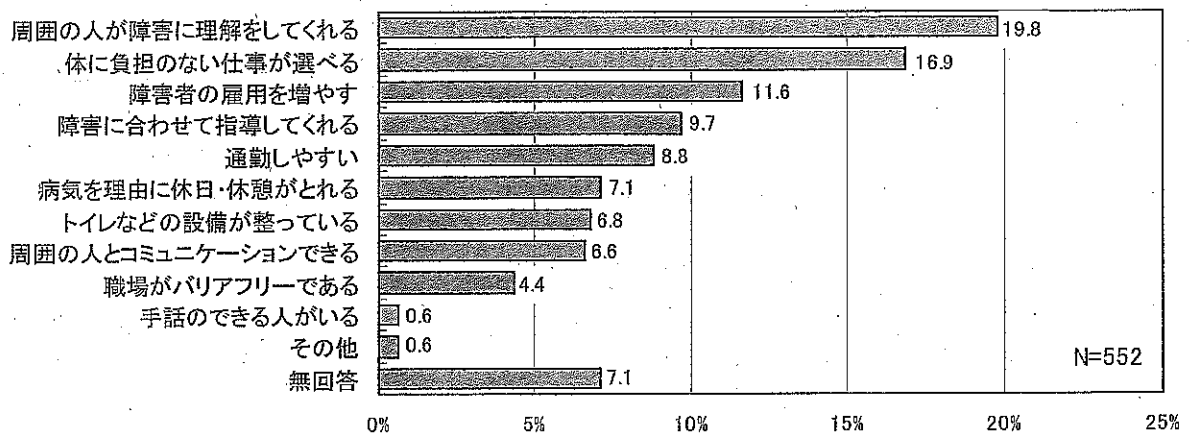


図15 障害者が働きやすい環境



課題

●18歳から64歳までの人で就労している人は31.5%であり、就労支援の強化が必要である。

(c) 障害福祉サービスについて

- 身体障害者においては、「訪問系サービス」や「補装具の給付」、「日中活動系サービス」、「住宅の改修」、「居住系サービス」についての認知度が高い。
- 今後、利用したいサービスとして、身体障害者は「補装具の給付」、「訪問系サービス」、「住宅の改修」及び「日中活動系サービス」の意向が強い。
- 福祉サービスを利用しやすくするためには、「利用料を安くする」と「手続きを簡単にする」の声が多い。

図16 福祉サービスの認知度

N=552

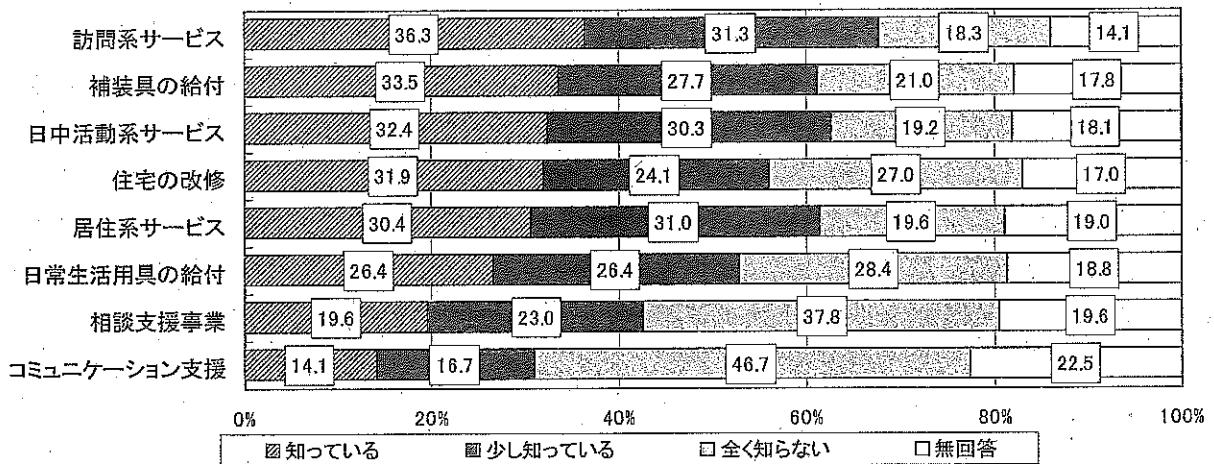


図17 福祉サービスの利用意向

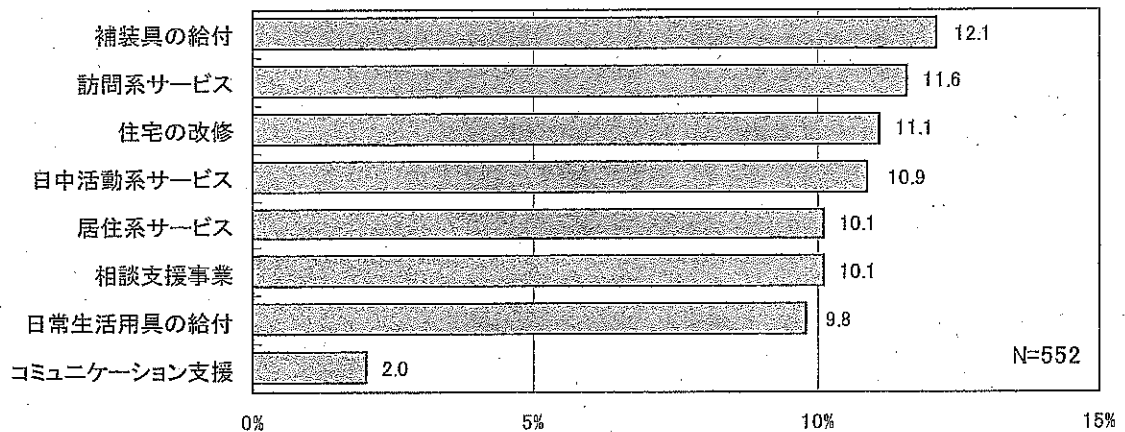
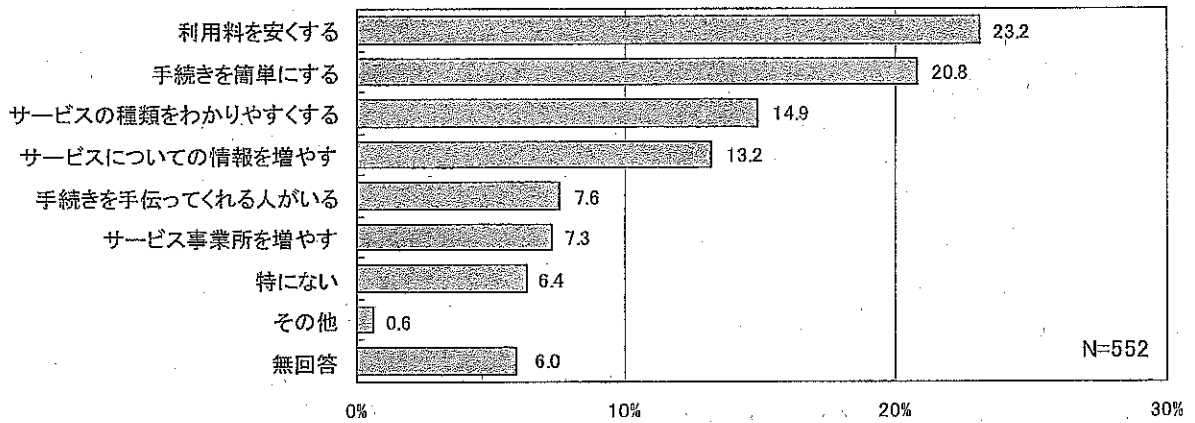


図18 福祉サービスを利用しやすくするためには



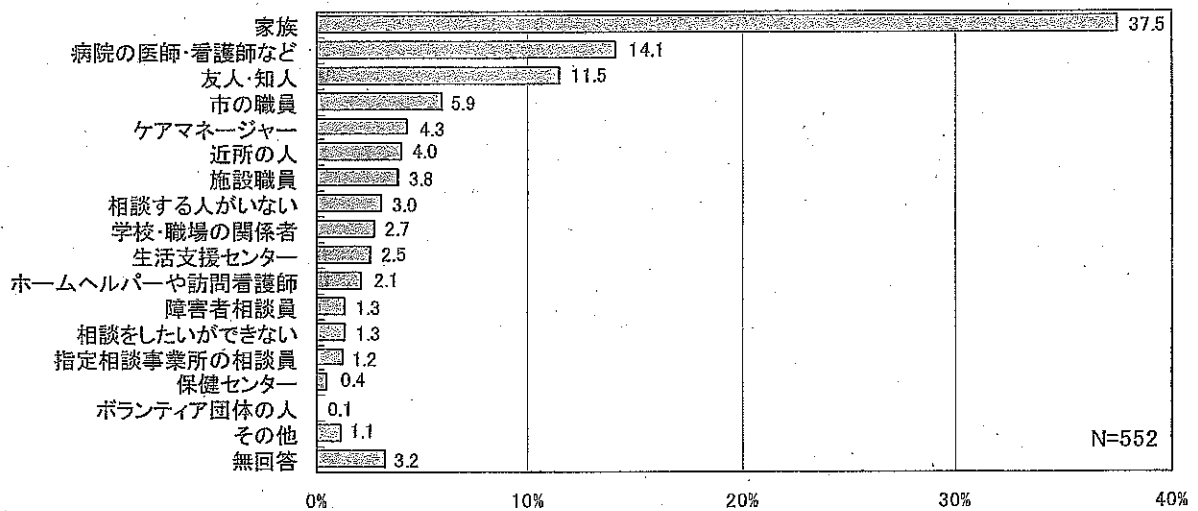
課題

●障害福祉サービスを利用しやすくするには、利用料の軽減と手続きの簡素化が必要である。

(d) 相談について

○困ったときの相談相手として、「家族」(37.5%)が一番多いが、以下、「病院の医師・看護師等」(14.1%)や「友人・知人」(11.5%)が多い。

図19 困った時などの相談相手



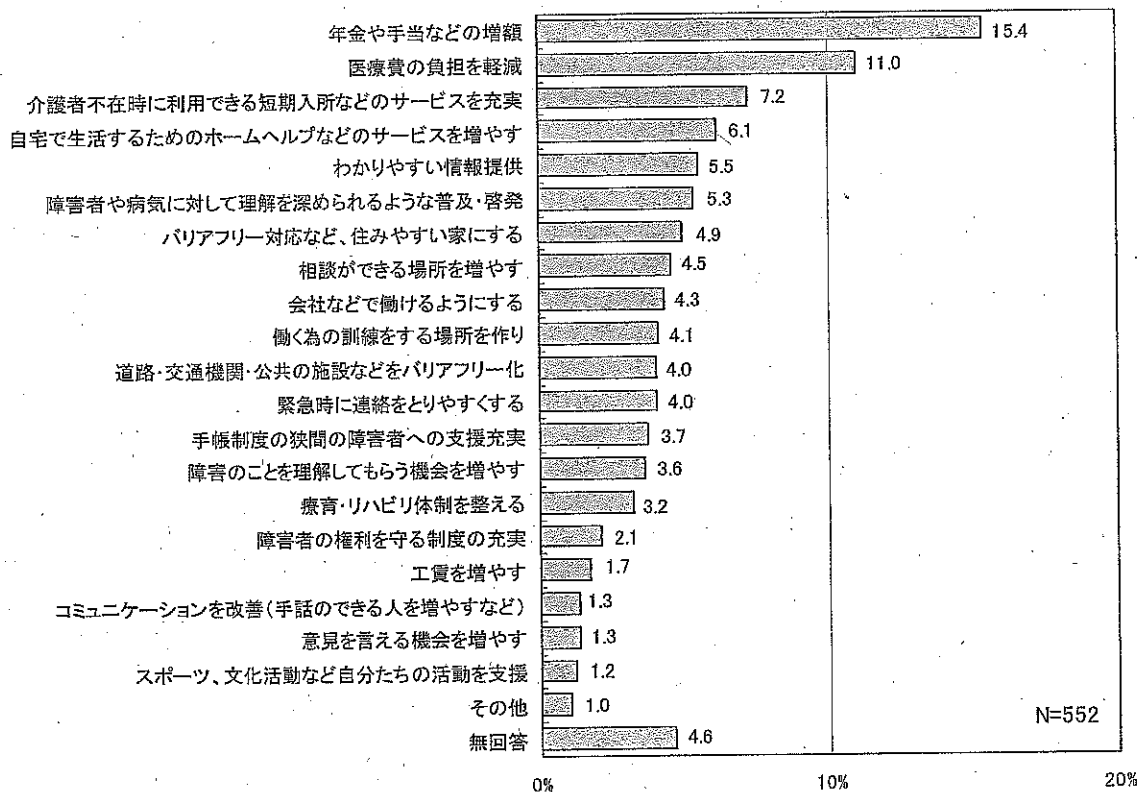
課題

●相談先として、施設や相談事業所の利用が少ない。

(e) 今後の障害者福祉について

○今後の障害者福祉の取組みとして、「年金や手当等の増額」(15.4%)や「医療費負担の軽減」(11.0%)などの経済的な支援策に続き、「短期入所など」(7.2%)、「ホームヘルプなど」(6.1%)を望んでいる。

図20 今後の障害者福祉について



課題

●短期入所及び居宅介護サービスの充実が望まれている。

(f) 障害児を持つ保護者への質問

- 障害の判定を受けた時の気持ちとして、「障害のことや福祉制度についての情報が少なかった」(19.5%)、「これからどうしてよいかわからなかった」(18.0%)、「障害や病気のことについて何もわからず、不安だった」(17.2%)という回答が多かった。
- 子供の将来について不安な点として、「親の死後、子供の世話をする人がいないこと」(19.6%)や「障害の状態の変化」(14.9%)、「就職」(12.2%)が挙げられている。

図21 障害の診断・判定を受けた頃の気持ちについて

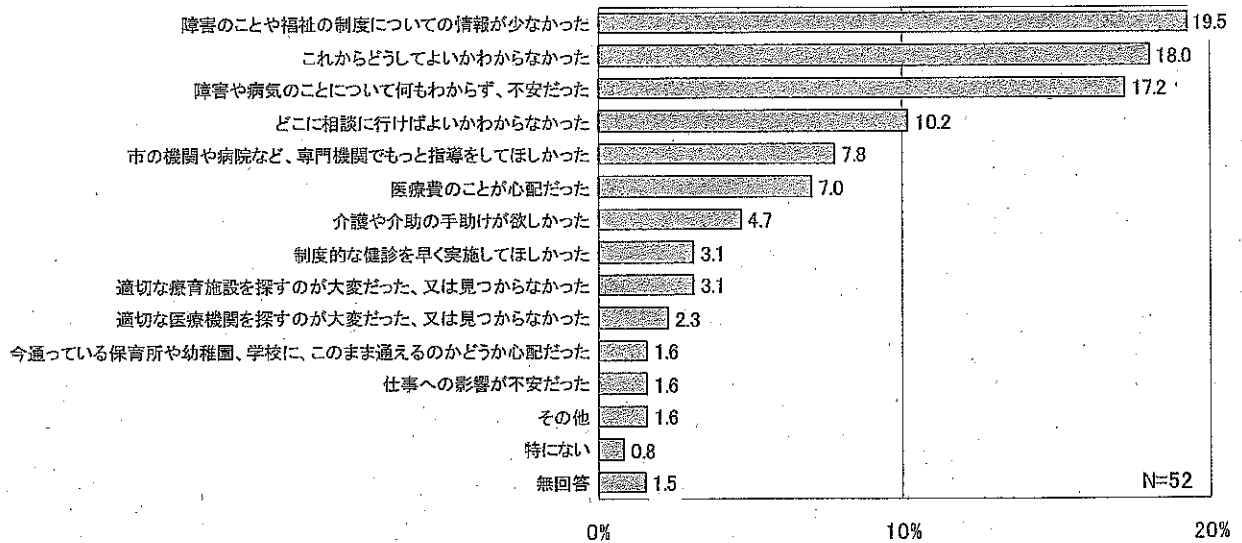
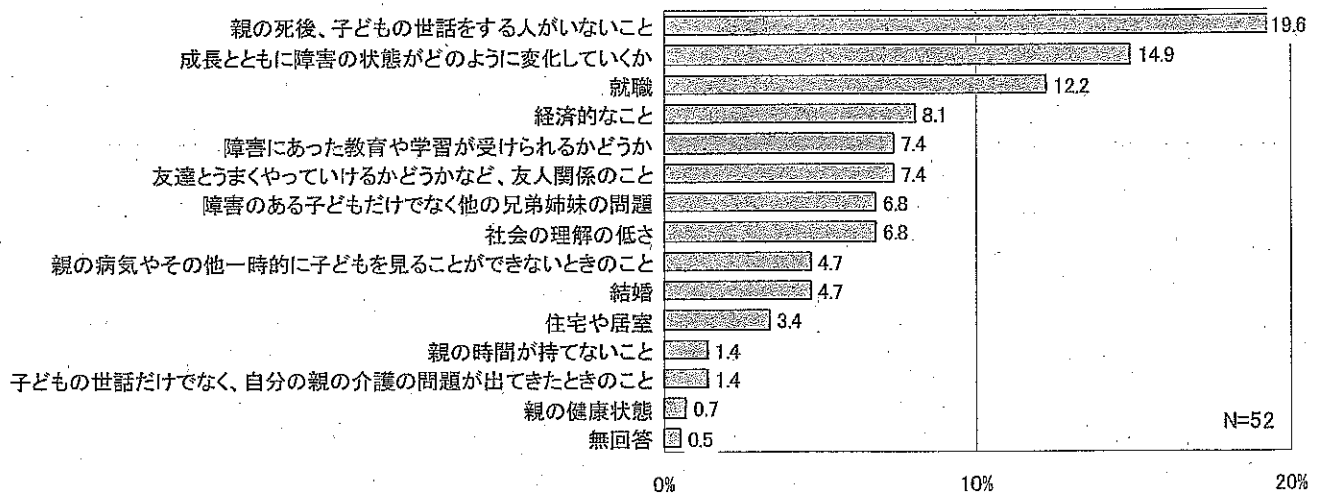


図22 お子さんを育てていく上での将来に対する不安について



課題

- 障害の判定時に得られる福祉制度の情報が少ない。
- 障害児をもつ保護者への支援が必要である。

(2) 障害者関係団体との意見交換会からの課題

市内に事務局を設置している障害者関係13団体と、障害福祉サービスなど5項目について意見交換会を開催し、この計画の課題を抽出しました。

〔調査項目〕

- 1 「障害福祉サービス」について
 - ・ 訪問系サービス
 - ・ 日中活動系サービス
 - ・ 居住系サービス
- 2 「指定相談支援・地域生活支援事業」について
 - ・ 指定相談支援
 - ・ 地域生活支援事業
 - ・ コミュニケーション事業
- 3 「障害福祉サービス等の目標値の設定及び目標値達成のための方策」について
 - ・ 施設・入院から地域生活への移行の推進について
 - ・ 施設から一般就労への移行の推進
- 4 「障害福祉サービス等の円滑な提供体制の確保・質の向上」について
 - ・ 事業者の参入
 - ・ サービス提供事業者に対する第三者の評価
 - ・ 障害者等に対する虐待の防止
 - ・ 苦情解決体制の整備
 - ・ その他
- 5 その他

<個別課題や意見等>

○短期入所施設が不足している。

○医療ケアの充実した短期入所施設が必要である。

○保護者の計画的レスパイト（休息・一時的な開放）のための短期入所システムを確立する必要がある。

課題

- 短期入所の受入確保

- 医療ケアの充実した短期入所施設が必要である。
- 透析患者専用の施設があると良い。

課題

- 医療ケアのあるサービスの充実

- 入所支援施設に防災に係る情報が少ない。
- 入所支援施設とグループホーム、ケアホームとの意思疎通が不足している。
- 手話や要約筆記については、できる人をもっと養成してほしい。

課題

- 情報提供体制の強化

- 個々の障害者に応じた支援計画を立てる専門職員の増員と、その資質の向上が必要である。
- 施設職員の資質向上のためには、共通の情報を取得し、一貫した意識がもてる研修会が必要である。

課題

- 支援者の資質向上

(3) 障害福祉サービス事業所ヒアリング調査からの課題

市内に住所を有する自立支援給付の障害福祉サービス事業所及び入院施設を有する精神科病院の合計32施設に、障害福祉サービスなどの5項目について、障害福祉サービス事業所の種別ごとにヒアリングを実施し、この計画の課題を抽出しました。

〔調査項目〕

障害者関係団体意見交換会と同一項目（参照P26）

<個別課題や意見など>

- 入所施設はグループホームやケアホームと相談支援事業所の連携を深めていけば、

地域移行のイメージがより具体化する。

- 地域生活の移行については、相談支援事業所を核として、医療・介護を巻き込んだ包括的な移行計画が必要である。
- 施設職員が集まって話をするのが少ないため、地域移行を検討するネットワークを構築するために、事業所が集まる機会が必要である。

課題

- 情報共有体制の整備

○第三者評価制度の積極的な導入を図るべきである。

- 虐待やヒヤリハットなどについて、マニュアルに基づいた職員間でのミーティングを実施しているが、仕事の都合などでなかなか全員が集まらない状況である。

課題

- 苦情解決体制の整備

○地域移行の推進のために、グループホームやケアホームの充実が求められる。

- 施設入所者の単身生活の検討にあたっては、公営住宅の不足や入居時の保証人の問題がある。金銭負担の少ない住宅の確保・斡旋及び入居時の審査に配慮してほしい。

課題

- 住まいの場の確保

○人材確保などにより、サービスを低下させずに、継続した安定した事業ができる仕組みが必要である。

- 夜間の対応も実施したいが職員がいない。
- 重度訪問介護については、日中でも長時間に働く人材の確保が困難である。

課題

- 介護人材の確保

第4章 第3期計画の数値目標の設定と方策

1 計画策定の基本課題

前述の「障害福祉に関する調査からの課題」を次のように整理し、この計画策定の基本課題として位置づけます。

これらの基本課題に対しては、重点項目の目標値とその方策、及び障害福祉サービスの見込量とその方策により、その課題の解決に向けた施策を推進します。

計画策定の基本課題

◆障害福祉サービスの情報提供と手続きに係る課題

- ①障害がわかった時を含むあらゆる段階での情報提供の充実
- ②利用にあたっての手続きの簡素化と代筆・代読サービスの実施
- ③利用しやすい苦情解決体制の整備

◆障害福祉サービス事業に係る課題

- ①医療ケア等のある重度障害者の利用できるサービスの充実
- ②困った時に利用できる短期入所利用のシステムの構築
- ③ケアマネジメントのできる相談支援事業の充実
- ④定着支援等就労支援の強化
- ⑤支援者の質の向上を目指す体制の整備

2 重点項目と方策

障害福祉計画の策定にあたって、障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などを進めるため、国の基本指針では、6つの数値目標 ①施設入所者の地域生活への移行 ②精神障害者関係の目標値 ③福祉施設から一般就労への移行 ④就労移行支援事業の利用者数 ⑤就労継続支援（A型）事業の利用者の割合 ⑥労働施策に関する数値目標 を掲げることを求めています。

本市においては、こうした国の考え方を踏まえつつ、県指標である ②精神障害者関係の目標値 ⑥労働施策に関する数値目標 の2つを除く4つの数値目標を次のとおり掲げ、その達成に向けて総合的・計画的に施策に取り組みます。

（1）施設入所者の地域生活への移行

平成23年9月末現在、本市から障害者支援施設（入所支援施設）及び旧体系の施設に、239人が入所しています。

入所状況（平成23年9月末現在）	
○障害者支援施設（入所支援施設）	182人
○身体障害者更正施設	0人
○知的障害者更生施設	57人

目標値

平成18年度に県が実施した「利用者アンケート」では、施設入所者の約3割の人が「施設から退所したい」という希望を持っているという結果が出ていました。

本市では、入所者のこうした状況を踏まえ、地域での生活を希望する全ての人が、地域で自立した生活を送れることをめざし、各施設における取り組みに加えて、地域におけるさまざまな機関が連携・協働して支援を行うこととしており、平成26年度末までに地域生活に移行する障害者の目標値を次のように設定します。

平成17年10月1日の施設入所者261人のうち、平成26年度末までに地域生活に移行する目標値
79人（30.3%）

方策

入所施設から地域生活への移行の可能性があると判断される入所者が、実際に地域に移行するためには、本人の意志や家族の理解をはじめ、入所施設側の地域移行に向けて

の支援など、解決すべき多くの課題があります。

このような状況のなか、施設入所者の地域生活への移行に向けて、次に掲げる方向性のもとに施策に取り組んでいきます。

方向性	取組内容
①地域生活への移行の理解の促進	■障害者の意思を尊重するとともに、地域住民や家族、施設などの地域生活への移行に対する理解の促進を図ります。
②地域生活への移行を進める体制づくり	■関係機関との連携を図るとともに、地域相談支援(地域移行支援)体制の整備・充実を進めます。
③地域生活への支援	■共同生活援助(グループホーム)や共同生活介護(ケアホーム)などの生活の場の確保を図るとともに、地域相談支援(地域定着支援)事業所を中心に、障害福祉サービスや日常生活全般にわたる支援の充実を図ります。
④就労の支援	■障害者の自立を支援するため、一般就労や就労継続支援施設などにより福祉的就労を促進します。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

宇部公共職業安定所の障害者の職業紹介状況を見ると、管内で平成22年度に就職した障害者は149人です。

本市では、市や公共職業安定所、障害福祉サービス事業所などで構成する「宇部市障害者就労支援ネットワーク会議」の設立などにより、障害者の就労支援を進めており、福祉施設から一般就労した人は、平成21年度、平成22年度ともに18人です。

目標値

働くことへの意欲を醸成し、希望する人が個々の状況に応じて就労できることをめざし、福祉施設などにおける支援の質・量両面での充実や職場の開拓など、一般就労に必要な多くの課題に積極的に取り組むことにより、平成26年度中に福祉施設から「就労移行支援」等の事業を通じて一般企業・事業所などに就労する人の数を、以下のように設定します。

平成26年度 36人(平成17年度比 2.0倍)

方 策

本市では、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携を図りながら、次に掲げる方向性のもとに、働きたいと希望する人を福祉施設から一般就労に移行するための施策に取り組んでいきます。

方向性	取組内容
①障害者雇用の理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■公共職業安定所や商工会議所と連携して、地元企業に対して、法定雇用率の達成や受け入れ職場の障害者への理解など、障害者雇用に係る積極的な啓発活動を展開します。
②就労相談・情報提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■働きたいと希望する障害者の就労を支援するため、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどと連携して、一人ひとりの障害の状況に応じた、きめ細かな相談・情報提供に努めます。 ■公共職業安定所の臨床心理士や精神障害者就職サポーターと連携して、障害者の就労相談を充実します。
③就労支援システムの強化	<ul style="list-style-type: none"> ■「障害者就労支援ネットワーク会議」の機能を強化し、雇用・就労についての情報ネットワークの充実を図るとともに、企業などへの意識の啓発や就労先の開拓、就労意欲の向上への取り組み、就職後のフォローなど、総合的な就労支援体制を構築します。 ■障害者の自立や就労促進のために、障害者就業・生活支援センターを中心に、公共職業安定所や企業、障害者職業センター、障害福祉サービス事業所（就労支援）などとの連携を図り、職業リハビリテーションネットワークを強化します。

図23 障害者就労支援ネットワーク会議組織図

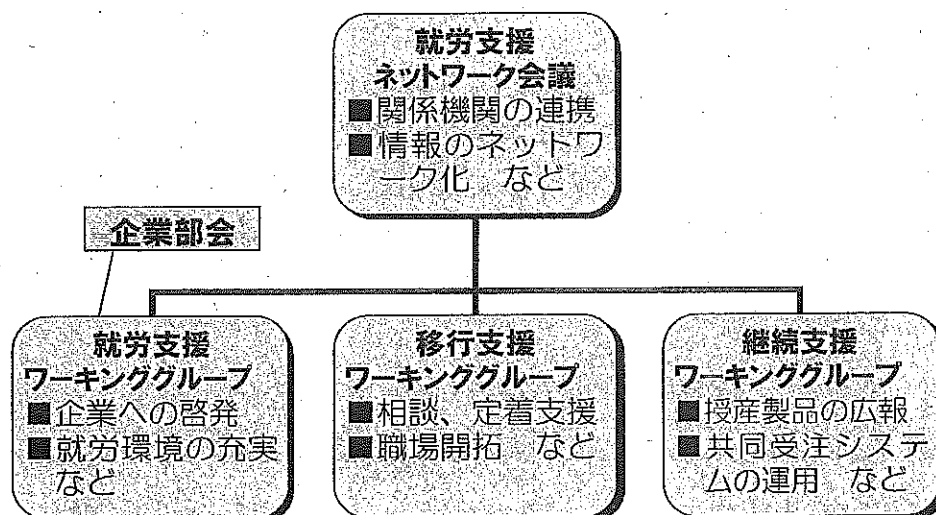
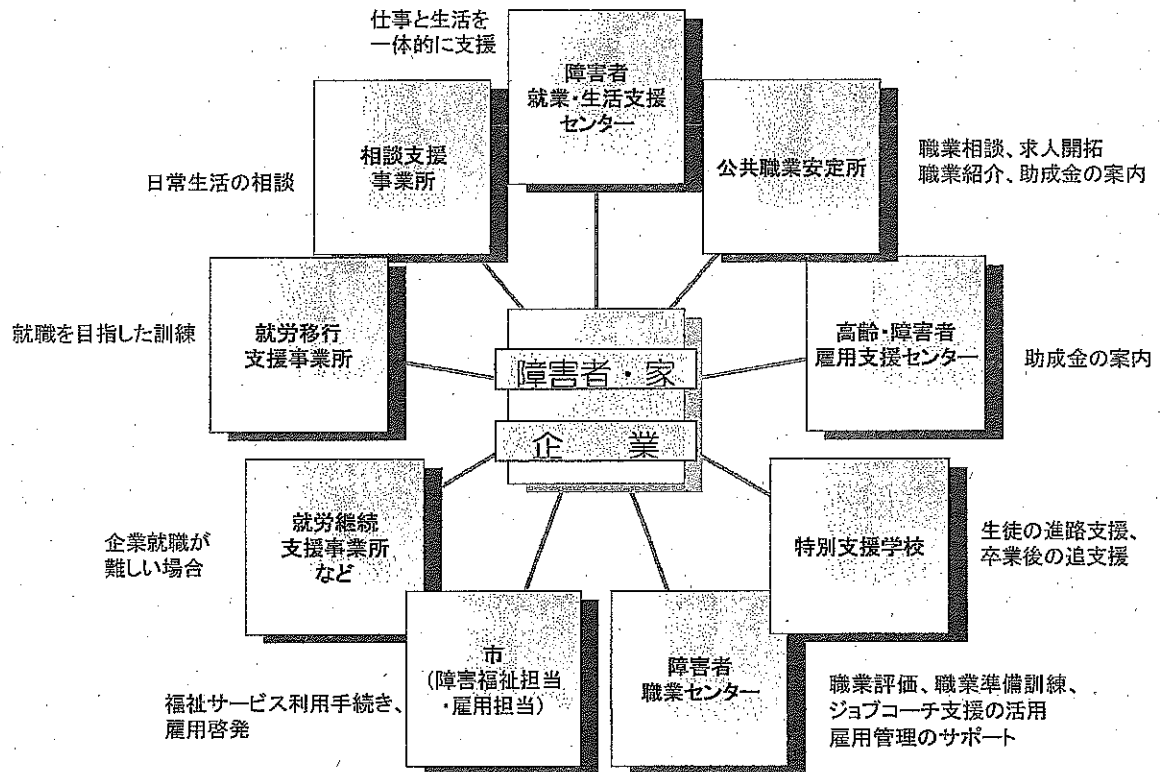


図24 障害者雇用・就労を支える地域のネットワーク



(3) 就労移行支援事業の利用者数

本市には、現在、5箇所（定員52名）の就労移行支援事業所があります。就労移行支援事業は、2年間という有期限の事業であり、平成22年度までの就労移行支援事業の利用者は、次のとおりです。

(当該年度末の状況)

	福祉施設利用者(人)	就労移行支援事業の利用者(人)	割合 (%)
平成19年度	281	36	12.8
平成20年度	395	29	7.3
平成21年度	552	29	5.3
平成22年度	683	29	4.2

目標値

本市では、本人の就労意欲を喚起させ、家族などへの理解を進めるとともに、サービス事業所などの関係機関と連携を図ることにより、就労移行支援事業の利用者の目標値を次のように設定します。

平成26年度 224人 21.4% (就労移行支援事業利用者/福祉施設利用者)

方策

方向性	取組内容
①一般就労に向けた理解の促進	■本人の就労意欲を喚起させるとともに、家族、施設などの一般就労に向けた理解の促進を図ります。
②就労の支援	■障害者の自立を進めるため、一般就労をめざす就労移行支援施設への利用を促進します。
③就労支援システムの強化	■「障害者就労支援ネットワーク会議」の機能を強化し、雇用・就労についての情報ネットワークの充実を図るとともに、離職者の再チャレンジを促進する支援や、特別支援学校卒業者に対する支援等を促進します。

(4) 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

本市には、現在、3箇所(定員35名)の就労継続支援(A型)事業所があります。就労継続支援(A型)事業は、利用者と事業所の雇用関係のある事業であり、平成22年度までの就労継続支援(A型)事業の利用者は、次のとおりです。

(当該年度末の状況)

	就労継続支援(A型)事業の利用者(人)	就労継続支援(B型)事業の利用者(人)	就労継続支援(A型+B型)事業の利用者(人)	就労継続支援(A型)事業の利用者の割合(%)
平成19年度	2	114	116	0.0
平成20年度	1	193	194	1.0
平成21年度	1	287	288	0.3
平成22年度	18	306	324	5.6

目標値

本市では、障害者の自立を進めるため、就労継続支援（A型）事業の利用者の目標値を次のように設定します。

平成26年度 96人
30.0%
(就労継続支援A型利用者/就労継続支援〔A型+B型〕利用者)

方策

方向性	取組内容
①一般就労に向けた理解の促進	■本人の就労意欲を喚起させるとともに、家族、施設などの一般就労に向けた理解の促進を図ります。
②就労の支援	■障害者の自立を進めるため、就労継続支援A型施設への利用を促進します。
③就労支援システムの強化	■「障害者就労支援ネットワーク会議」の機能を強化し、雇用・就労についての情報ネットワークの充実を図ります。

(5) 退院可能精神障害者の社会的入院の解消

本市には、5箇所の精神科病院、合計1,052床（平成23年9月現在）の病床があることから、「社会的入院」の解消を視野にした地域生活への移行支援は重要な課題です。

本市では、「宇部市退院情報連絡システム」の活用等で退院調整に取り組んでいますが、地域生活への移行を進めるには、家族の反対や本人の退院意欲など多くの困難な退院阻害要因に対する集中的・長期的な働きかけが必要です。

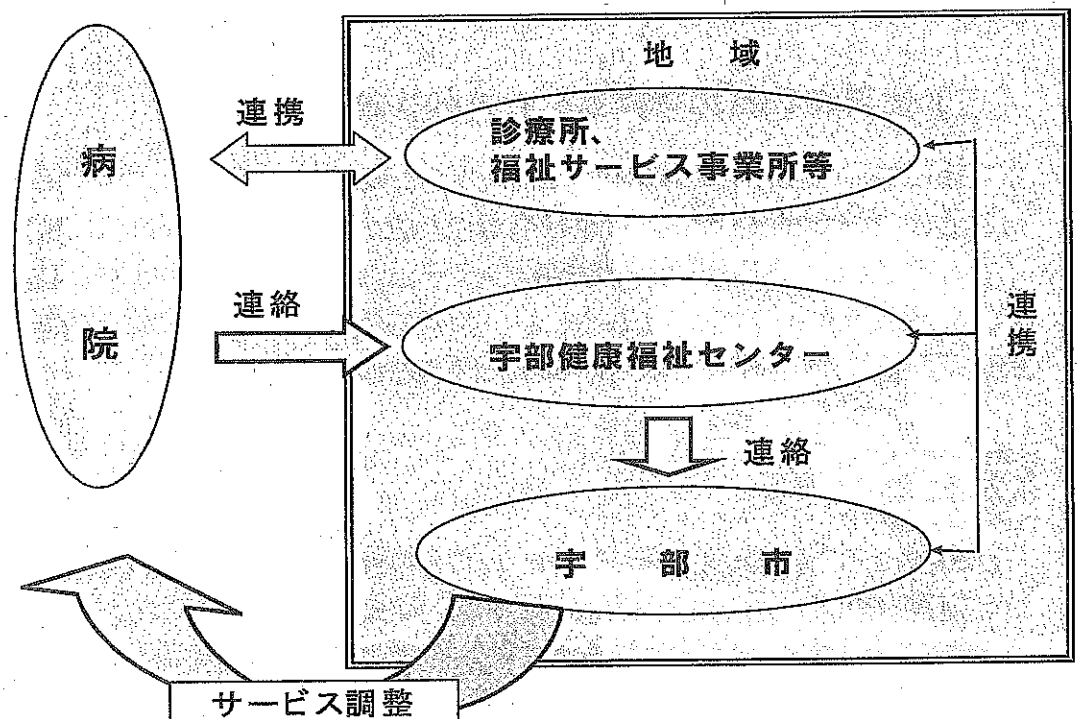
方策

在院中から退院後の生活まで一貫して寄り添える支援者として、地域のケアマネジメント機関（指定相談支援事業者）が病院と協働して支援することが必要であり、また精神的な不安の高まる夜間も含めた相談支援体制の充実が求められています。退院後には、精神科の医療機関以外に、地域の中に日中安心して過ごせる居場所を確保することが特に重要です。

このような考え方を踏まえながら、入院中の精神障害者の地域生活への移行に向けて、以下の方向性で施策に取り組んでいきます。

方向性	取組内容
①地域生活への移行の理解の促進	■本人の退院意欲を喚起させるとともに、地域住民や家族などの地域生活への移行に対する理解の促進を図ります。
②包括システムの推進	■「宇部市退院情報連絡システム」が、地域相談支援(地域移行支援)機関を中心とした支援チームと連携して退院調整する包括システムを推進します。
③地域生活への移行を進める体制づくり	■関係機関との連携を図るとともに、夜間対応などのサポート体制として、地域相談支援(地域定着支援)体制の整備・充実を進めます。
④地域生活の支援	■共同生活援助(グループホーム)や共同生活介護(ケアホーム)等の生活の場の確保を図るとともに、障害福祉サービスや日常生活全般にわたる支援の充実を図ります。 ■地域の中に日中安心して過ごせる居場所を整備し、地域住民との交流を推進します。

図25 宇部市退院情報連絡システム



対象の年齢や疾患などを問わずに、病院が、(本人などの同意を得た)退院情報を宇部健康福祉センターを経由して、宇部市の担当課に連絡をします。連絡を受けた担当課では、保健師やケースワーカーなどが、地域の関係機関のスタッフとともに病院に出向き、退院前に本人・家族や病院スタッフと一緒に個別支援会議を開催して、退院後に必要なサービスを調整します。

3 障害福祉サービスの見込量と方策

(1) 自立支援給付

(a) 訪問系サービス

訪問系サービスには、「居宅介護」、常時介護を要する障害者へのサービスとして「重度訪問介護」、「行動援護」及び「重度障害者等包括支援」があり、視覚障害者へのサービスとして「同行援護」があります。

①居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

〈年間延利用時間(月平均利用者数)〉

平成24年度	平成25年度	平成26年度
40,010時間 (170人)	42,411時間 (180人)	44,956時間 (191人)

②重度訪問介護

常時介護を必要とする障害程度区分4以上の重度の肢体不自由者に対して、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動中の介護を総合的に行います。

〈年間延利用時間(月平均利用者数)〉

平成24年度	平成25年度	平成26年度
21,830時間 (15人)	22,703時間 (15人)	23,611時間 (16人)

③同行援護

視覚障害のため移動が著しく困難な障害者に対して、移動の援護や移動に必要な情報の提供などを行います。

〈年間延利用時間(月平均利用者数)〉

平成24年度	平成25年度	平成26年度
6,462時間 (45人)	6,849時間 (45人)	7,260時間 (45人)

④行動援護

知的障害又は精神障害などにより行動が著しく困難な障害程度区分3以上の
の人に対して、危険を回避するための必要な支援や外出支援を行います。

〈年間延利用時間(月平均利用者数)〉

平成24年度	平成25年度	平成26年度
480時間 (2人)	960時間 (4人)	1,440時間 (6人)

⑤重度障害者等包括支援

介護の必要度が著しく高く、障害程度区分6以上の気管切開を伴う人工呼
吸による呼吸管理を行っている身体障害又は最重度の知的障害の利用者に対
して、通所などのサービスを組み合わせて包括的に行います。

〈年間延利用時間(月平均利用者数)〉

平成24年度	平成25年度	平成26年度
8,640時間 (1人)	17,280時間 (2人)	25,920時間 (3人)

訪問系サービスにおける見込量確保の方策

- 訪問系サービスについては、ニーズに対応できるサービス提供体制の
充実に努めます。
- 三障害共通の制度のもとで、障害の特性を十分に理解したヘルパーを
養成及び確保することにより、サービスの充実を図ります。

(b) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは「生活介護」や「自立訓練」、「就労移行支援」など、
地域生活における日中活動の8つのサービスに区分されます。

①生活介護

常時介護が必要な人に対して、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は
生産活動の機会を提供します。利用については、年齢や障害程度区分、施設入
所の有無により判断します。(下表参照)

	在宅	施設入所者
50歳未満	区分3以上	区分4以上
50歳以上	区分2以上	区分3以上

<年間延利用日数(月平均利用者数)>

平成24年度	平成25年度	平成26年度
94,461日 (404人)	97,968日 (419人)	101,476日 (434人)

②自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復などのための支援を一定期間（頸椎損傷による四肢の麻痺などの状況にある人は3年間、それ以外は1年6か月間）行います。

<年間延利用日数(月平均利用者数)>

平成24年度	平成25年度	平成26年度
504日 (2人)	756日 (3人)	1,008日 (4人)

③自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上などのための支援を一定期間（長期入院後などの状況にある人は3年間、それ以外は2年間）行います。

<年間延利用日数(月平均利用者数)>

平成24年度	平成25年度	平成26年度
14,424日 (53人)	16,329日 (60人)	18,234日 (67人)

④就労移行支援

一般企業などでの就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力などの向上のための支援を一定期間（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得の場合を除き2年間）行います。

<年間延利用日数(月平均利用者数)>

平成24年度	平成25年度	平成26年度
20,421日 (94人)	34,541日 (159人)	48,662日 (224人)

⑤就労継続支援（A型）

雇用契約の締結などによる就労の機会の提供、及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な知識・能力などの向上のための支援を行います。

〈年間延利用日数(月平均利用者数)〉

平成24年度	平成25年度	平成26年度
11,616日 (48人)	17,424日 (72人)	23,232日 (96人)

⑥就労継続支援（B型）

雇用契約の締結等によらず、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な知識・能力等の向上のための支援を行います。

〈年間延利用日数(月平均利用者数)〉

平成24年度	平成25年度	平成26年度
62,690日 (284人)	56,068日 (254人)	49,446日 (224人)

⑦療養介護

医療機関に入院中で常時介護を必要とされる人に対して、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下で介護などを行います。

〈月平均利用者数〉

平成24年度	平成25年度	平成26年度
14人	15人	16人

⑧短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、夜間も含め、施設で短期間の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

〈年間延利用日数(月平均利用者数)〉

平成24年度	平成25年度	平成26年度
2,035日 (41人)	2,090日 (62人)	2,145日 (83人)

日中活動系サービスにおける見込量確保の方策

- サービスの利用希望者を適切に把握するとともに、医療ケアなどのニーズに対応できる日中活動系サービスの提供事業所を確保するため、多様な事業所の参入を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。
- 「就労移行支援」や「就労継続支援」については、関係機関と連携を図り、定着支援を含む就労支援に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう工賃の確保にも留意し、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大についても取り組みます。
- 障害福祉サービス事業所間での研修会や情報交換などを促進することにより、支援者の質の向上を図ります。
- 利用者が苦情の申し出をしやすい環境を整えるとともに適切な解決が図られるよう、苦情解決体制の整備及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいて、虐待防止のための体制整備を図ります。
- 「短期入所」については、広域的な連携を図りながら、緊急時などに利用できる短期入所の確保に努めます。

(c) 居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営む障害者に対して、相談その他の日常生活上の援助を行います。

②共同生活介護（ケアホーム）

地域で共同生活を営む障害程度区分2以上の障害者に対して、主として夜間における入浴、排せつ又は食事の介護などを行います。

〈月間平均利用者数〉

平成24年度	平成25年度	平成26年度
182人	194人	206人

③施設入所支援

介護が必要な障害程度区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）の障害者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護などを行います。

〈月間平均利用者数〉

平成24年度	平成25年度	平成26年度
238人	238人	238人

居住系サービスにおける見込量確保の方策

- 「共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）」については、広域的な連携を図りながら、地域での生活の場の確保に努めます。

(d) 相談支援

計画相談支援では、障害福祉サービスを利用する人に対して、地域で安心して充実した生活を営むことを目的とした個別の計画的なプログラムを作成します。

地域相談支援（地域移行支援）では、施設や病院に長期入所していた者が地域で生活するための、住居の確保や新生活の準備などについて支援します。

地域相談支援（地域定着支援）では、居宅で一人暮らしをしている者について、夜間等も含めた緊急時における連絡、相談などのサポートをします。

〈月間実利用者数〉

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	377人	504人	631人
地域移行支援	16人	23人	30人
地域定着支援	8人	14人	21人

相談支援における見込量確保の方策

- 多様な事業者の参入など相談支援の担い手を確保し、相談支援体制の構築に努めます。
- 利用者の意向を尊重し、個々の状況に応じたサービスの支給決定が行われるよう、ケアマネジメント能力を高め、関係機関のネットワーク構築に努めます。
- ライフステージのあらゆる段階で障害福祉サービスの情報提供ができるよう、関係機関との連携を図ります。
- 利用にあたっての手続きや書類の代筆・代読などを支援し、利用しやすいサービスとなるよう取り組みます。

(2) 地域生活支援事業

(a) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者について、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出時の情報伝達、見守りなどの支援を行います。

〈年間実利用者数〉

平成24年度	平成25年度	平成26年度
45人	45人	45人

移動支援事業における見込量確保の方策

■移動支援事業については、ニーズに対応できるサービス提供体制の充実に努めます。

(b) 日中一時支援事業

障害者の家族の就労及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害者の日中における活動の場を提供します。

〈年間実利用者数〉

平成24年度	平成25年度	平成26年度
220人	247人	276人

日中一時支援事業における見込量確保の方策

■サービスの利用希望者を適切に把握するとともに、日中一時支援事業所を確保するため、多様な事業所の参入を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。

(c) コミュニケーション支援事業

聴覚障害者などのコミュニケーションの円滑化や社会的自立を支援するため、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣を行うとともに、専任の手話通訳者の設置を行います。

①手話通訳者派遣事業

〈年間実利用者数〉

平成24年度	平成25年度	平成26年度
470人	470人	470人

②要約筆記奉仕員派遣事業

〈年間実利用者数〉

平成24年度	平成25年度	平成26年度
130人	130人	130人

③手話通訳者設置事業

〈実設置者数〉

平成24年度	平成25年度	平成26年度
2人	2人	2人

コミュニケーション支援事業における見込量確保の方策

- 「手話通訳者派遣事業」については、手話奉仕員を養成し、会議などに派遣できるよう体制を整備します。
- 「要約筆記奉仕員派遣事業」については、要約奉仕員を養成し、会議などに派遣できる体制を整備します。
- 「手話通訳者設置事業」については、専任の通訳者を配置します。

第5章 計画の推進に向けて

(1) 計画の進行管理

第3期計画については、国・県などの障害福祉関連計画との整合性を図るとともに、法改正への対応など、国の制度改革の動向にも注視しながら、柔軟に対応していきます。

また、上位計画である第三次障害者福祉計画と一体的に推進し、計画の進行管理については、地域自立支援協議会に報告し、協議会委員の意見を踏まえながら、進捗状況を分析・評価します。

(2) 計画の推進体制の充実

(a) 関係機関・団体との連携

第3期計画については、障害当事者やその家族からなる障害者関係団体をはじめ、保健・医療・福祉・教育・就労など広範な分野にわたる関係団体・機関及び関係行政機関などと連携を図り推進します。

また、地域課題の解決に向け、「障がい等地域支援ブロック会議」、「支援センター・社会福祉協議会及び障害福祉課連絡会議」及び「地域自立支援協議会」などで協議や検討を行ない、サービスの提供体制を強化します。

障害児支援についても、障害児のライフステージに応じた適切な支援が行えるよう、関係機関のネットワークの在り方、地域支援体制の中軸となる相談支援体制のあり方などについて協議し、サービスの提供体制を充実します。

(b) サービス見込量確保への取り組み

サービスの種類ごとの必要な見込量の確保のために、サービスの意向を有する事業者の把握や広く情報提供を行う等、多様な事業所の参入を促進します。

また、必要なサービスの基盤整備を着実に行うために、県との協働により、計画的な指定障害福祉サービスの基盤整備を行ないます。

(c) サービスの質の向上への取り組み

サービスの提供に当たって基本となるのは人材であり、県や近隣自治体、関係機関と連携しながら、研修、サービスに対する第三者による評価、障害者等の権利擁護に向けた取り組みなど、資質の向上に関する総合的な取り組みを推進します。

障害者等に対する虐待の防止においては、対応窓口として家族の相談や支援にあたる障害者虐待防止センターを中心としたシステムの整備を進めます。

計画推進体制図

